平成２４年（フ）第６２号
長崎県長崎市若竹町43―28石原アパート101号、開始決定時の住所長崎県長崎市神浦向町31、住民票上の住所福岡県福岡市南区長丘１丁目19番24号
破産者　木下　秀之
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
大分市大字白木3174番地
破産者　都　　愿
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３１３号
大分市大字中戸次4076番地　美園団地８棟106号
破産者　竹清　芳喜（旧姓安藤）
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２３年（フ）第２１２６号
東京都千代田区岩本町１丁目２－８－３Ｆ
破産者　新井　英晴
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７１７号
千葉県八街市八街い３番地11
破産者　株式会社京葉マルゼン
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３２６０号
東京都日野市多摩平５丁目19―14―101、開始決定時の住所東京都日野市神明３丁目１―12―305
破産者　横手　弘治
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９１３号
東京都世田谷区上祖師谷４丁目２－２―507、開始決定時の住所東京都品川区北品川４丁目７―37―1725
破産者　今井　　善
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９１３号
東京都世田谷区玉川１丁目15―３―1908
破産者　米山　　仁
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１２８号
千葉県市川市大野町３丁目1432番地４
破産者　有限会社コスモクリエイト
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５号
埼玉県上尾市大字瓦葺2147―３　シャトルアズマＢ―202、開始決定時の住所埼玉県坂戸市芦山町１―610　北坂戸駅前第２ハイツ
破産者　菅谷　光弘
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８号
埼玉県飯能市虎秀45番地
破産者　カクニ木材工業株式会社
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８４２号
東京都渋谷区渋谷４丁目２番22号　ヴィラージュ青山１階、商業登記簿上の本店所在地東京都港区北青山３丁目６番18号
破産者　株式会社ファンタジスタ
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８４３号
東京都新宿区大久保２丁目３－９―603、開始決定時の住所東京都渋谷区渋谷１丁目20―11―1410
破産者　阪口　　明
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２２１号
東京都北区滝野川７丁目23―５―203
破産者　内澤　裕一
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１８９号
東京都渋谷区富ケ谷２丁目45番20号
破産者　株式会社シェルヴール
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８５７号
東京都板橋区東新町１丁目34番８号
破産者　株式会社アサカ印刷
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８５８号
東京都板橋区東新町１丁目34―８
破産者　碇谷　　潔
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４０５号
千葉県柏市塚崎1148―８
破産者　大野　一彦
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部